

令和5事業年度

業 務 報 告 書

(助 成 業 務)

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

日本私立学校振興・共済事業団

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割	7
4. 中期目標	8
(1) 事業団が達成すべき助成業務に係る業務運営に関する目標	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等	
(3) 政策体系上の位置付け	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
6. 中期計画及び年度計画	12
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	21
(1) ガバナンスの状況	
①主務大臣	
②ガバナンス体制図	
③審議等機関	
(2) 役員等の状況	
①役員の状況	
②運営審議会委員名	
③共済運営委員会委員名	
④会計監査人の名称及び報酬	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
①資本金の状況	
②目的積立金等の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策……………	3 2
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報……………	3 4
10. 業務の成果と使用した資源との対比……………	3 9
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
(2) 当事業年度に係る自己評価	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合判定の状況	
11. 予算と決算との対比……………	4 3
12. 財務諸表……………	4 4
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報……………	4 7
(1) 財務諸表の概要	
(2) 財政状態及び運営状況について	
14. 内部統制の運用に関する情報……………	4 9
15. 法人の基本情報……………	5 1
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報……………	5 8
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

日本の私立学校は、学校制度創設時から今日まで、公教育と全国の地域振興を支えるうえで大きな役割を果たしています。そして、各種の私立学校を設置する学校法人という仕組みは、社会のさまざまなリソースを活用して、歴史と伝統に支えられた建学の精神のもとに個性と多様性を発揮し、教育と研究を継続発展させ、人類の持続可能性を支え続ける貴重な叡智の結晶であるということができます。

今、わが国では、少子高齢化が急激に進行するなかで、未来を築く人材を育成し続け、将来を拓く諸科学の成果を維持・発展させるために、私学の価値と役割をあらためて認識し、時代と社会の期待と要請に応じて再構築すべき時代を迎えています。私立学校法の改正をはじめとする昨今の制度改革は、各種の私立学校を設置する学校法人がガバナンスを強化して、組織を強靱化し、私立学校の社会的価値を向上させるためのものにほかなりません。私学の価値と役割を人口減少期に再構築するためには、教育研究の質的成果の獲得、グローバル化、D X の推進、各種連携の促進などについて、私学の個性と多様性を発揮し、先人の経験のない状況のなかでも、知恵と勇気を出し合っていく必要があります。

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資する機関です。また、助成業務を拡充するため、政府の出資を受けており、令和 6 年 3 月末現在の資本金は 1,086 億 7,786 万 3,000 円となっています。

日本私立学校振興・共済事業団は、社会の負託に応じて私立学校の果たす機能の充実を図ることを責務として、私立学校の活動に対する「助成業務」と、私立学校で働く教職員の福利厚生の上昇のための「共済業務」を遂行しています。「助成業務」では、①補助事業、②貸付事業、③助成事業、④寄付金事業（受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金、学術研究振興基金）、⑤減免資金交付事業、⑥経営支援・情報提供事業により、私立学校教育を支えるために必要な支援を総合的かつ効率的に行っています。「共済業務」では、①短期給付（健康保険）事業、②年金等給付事業、③福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付け等）を運営しています。現下の厳しい社会情勢にあっても、効果的な補助金の配分、長期・低利融資の実施、寄付金募集活動の支援、経営支援・相談、授業料等減免に対する支援などの充実・強化に努めるとともに、私学共済制度の加入者・被扶養者・年金受給者の方々の福利厚

生の向上に寄与いたします。

当事業団では、変化が激しく将来が不確実な時代であっても、助成業務と共済業務の着実な執行を通じて、私学の振興をはかり、私学関係者の皆様に安全と安心をもたらす使命を果たして参りたいと考えております。引き続き、日本私立学校振興・共済事業団の事業活動に対しまして、温かく力強いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 福 原 紀 彦



「未来への希望のために開かれた

日本私立学校振興・共済事業団の窓（扉）」

シンボルマークは、事業団の英語名称「Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan」の頭文字「PMAC」を、一つの建物のようなイメージにデザインし、各文字がまっすぐ伸び私立学校をしっかりと支える柱を表しています。ブランドカラーについては、知性、清潔、安心を感じさせる紺色をベースに、「M」の文字を反転させ、この建物の開かれた窓（扉）を表現し、ここに、明るい未来や希望を感じさせるオレンジを用いています。2つの窓（扉）は、「助成業務」「共済業務」を表現しています。

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（日本私立学校振興・共済事業団法 第1条）

私立学校の教育の充実・向上及びその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。

(2) 業務内容

〔助成業務〕

ア 補助事業

私立大学等経常費補助金の交付

イ 貸付事業

学校法人等に対する施設設備整備その他経営のために必要な資金の貸付

ウ 助成事業

私立学校教職員の研修に対する助成金の交付

エ 寄付金事業

受配者指定寄付金の受入と配付、寄付金の受入と若手・女性研究者奨励金の配付

オ 学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金の受入と学術研究振興資金の交付

カ 経営支援・情報提供事業

私立学校に対する経営相談及び教育・経営に関する情報の収集、分析、提供

キ 減免資金交付事業

授業料等減免費交付金の交付

〔共済業務〕

ア 短期給付事業

加入者及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害等に関する健康保険にあたる給付

イ 厚生年金給付事業

厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死亡に関する年金にあたる給付

ウ 退職等年金給付事業

加入者の退職、障害又は死亡に関する年金にあたる給付

エ 福祉事業

加入者及び被扶養者の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

令和5年度の文部科学省の政策体系は13項目から構成されていますが、事業団の各業務と文部科学省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおりとなります。

文部科学省の政策	予算科目	事業団の業務
私学の振興	私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助金	私立大学等に対し経常的経費を補助する事業
私学の振興	授業料等減免費交付金 高等教育負担軽減実施体制整備費補助金	私立大学等に対し授業料等減免に要する資金を交付する事業
私学の振興	基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金	厚生年金等の給付事業
私学の振興	日本私立学校振興・共済事業団補助金	・短期、厚生年金等の給付事務事業 ・特定健康診査等の事業

また、厚生労働省の一般会計から、短期給付事業に対して「高齢者医療運営円滑化等補助金」と「健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金」を、年金特別会計基礎年金勘定及び厚生年金勘定から厚生年金給付事業に対して「国家公務員共済組合連合会等交付金」を受けています。

4 中期目標

(1) 事業団が達成すべき助成業務に係る業務運営に関する目標（文部科学省第5期中期目標（令和5年4月～令和10年3月）

我が国の学校教育における私立学校が果たす重要な役割にかんがみ、教育基本法（平成18年法律第120号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、国及び地方公共団体は私立学校の自主性を尊重し、公共性にも十分配慮しつつ、私立学校教育の振興に努めています。

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。

また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金を交付する業務を行うこととしています。

18歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響によって、私立学校を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されるため、私立学校に対する支援の充実等が求められることから、私立学校の自主性・自律性に配慮しつつ、「私立学校教育の振興」という目的が達成できるよう、私立学校に対する事業団の支援の充実を図る必要があります。

詳細については、第5期中期目標をご参照ください。

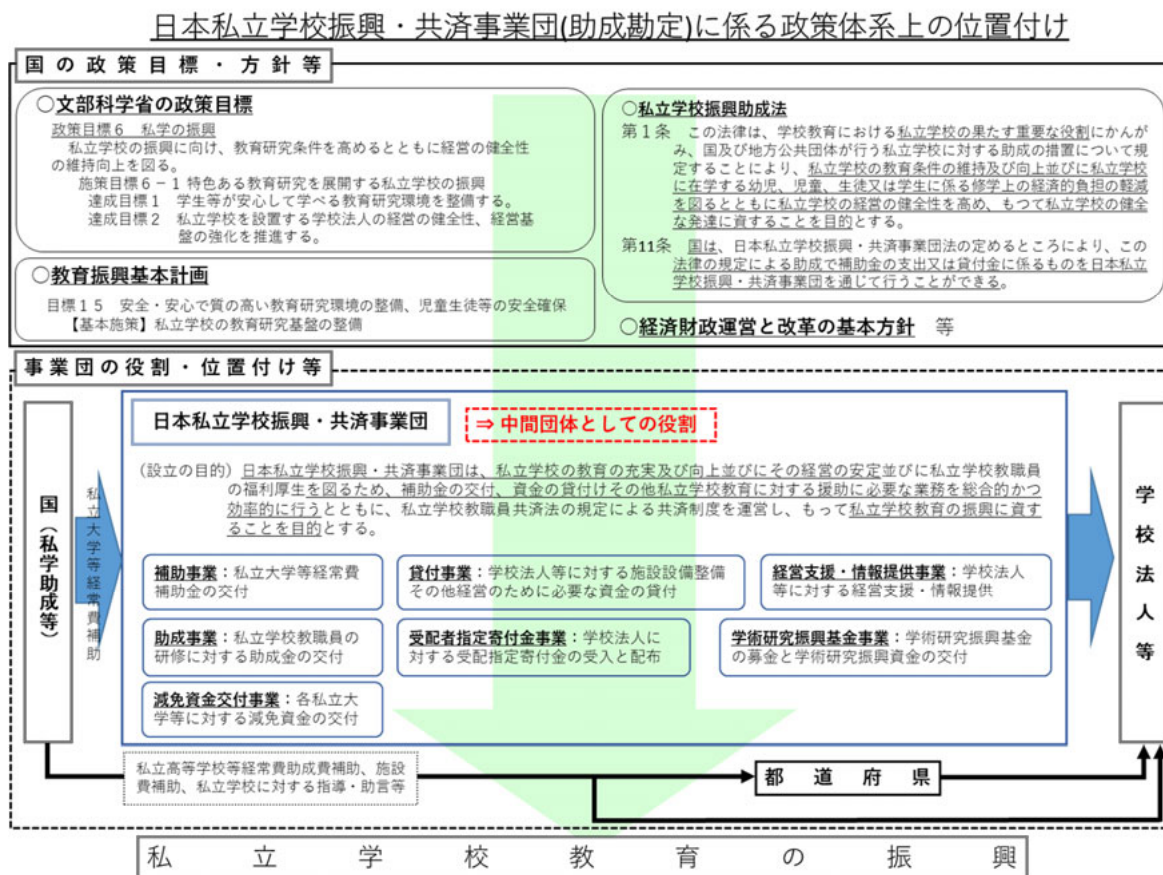
（事業団のホームページに掲載しております）

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

事業団助成業務は独立行政法人に準じた管理手法を導入しており、開示すべきセグメント情報は各々の業務内容を基に6つの区分で構成されています。経理区分については、各業務の財源から5つの区分で構成されています。これらセグメント区分と勘定区分との関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	経理区分
補助事業	補助金経理
貸付事業	一般経理
経営支援・情報提供事業	
寄付金事業	寄付金経理
学術研究振興基金・資金事業	学術研究振興基金経理
減免資金交付事業	減免資金経理

（３）政策体系上の位置付け



5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【運営基本理念】

私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の実現を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

【運営方針】

〔助成業務〕

私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。

近年の情報化やグローバル化、少子化等の影響により学校法人を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。現在、学校法人は、多様化する社会情勢に対応すべく、教育改革や管理・運営体制の強化に取り組み、組織の見直し、教育研究面、経営・財政面の改革等を真剣に進めており、具体的な私学振興方策の中核的な担い手である事業団の果たす役割はますます重要なものとなってきています。

このような状況の中で、今後とも国の基本的な政策目標を踏まえ、私学団体等との連携を図りつつ、学校法人に対する経営支援をはじめとする業務について、その重点化、効率化に努めるとともに一層の充実・強化を図っていきます。

なお、助成業務については、国から運営費交付金等の業務運営に係る補助を受けることなく、主として貸付事業の収益によって、人件費を含む全ての事務・事業に係る経費を賄っており、今後とも自主的・自立的運営を進めてまいります。また、業務運営に係る費用を上回る収益が出た場合には、私立学校の教職員の研修事業等に対する助成を行うこととしています。

〔共済業務〕

私立学校教職員共済法に基づき、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度を設け、私立学校教職員の福利厚生の実を図り、もって私立学校教育の振興に資することを目的としています。

私立学校教職員共済制度は、国の社会保障制度の一環として事業団が運営しており、加入者等へのサービスの向上及び適正かつ効率的な業務運営に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、医療保険制度改革及び年金制度改革等の課題に適切に対応し、更なる長期安定的な制度運営の確立を図り業務を遂行していきます。

また、共済業務にかかる費用の財源については、掛金及び保険料が主なものとなり、適切な掛金率及び保険料率の設定を行って事業を運営することに努めています。

6 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（令和5年4月～令和10年3月）及び令和5年度計画に掲げる内容については次のとおりです。

詳細については、第5期中期計画及び令和5年度計画をご参照ください。

（事業団のホームページに掲載しております）

中 期 計 画

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。
- (2) 補助金の適切な配分を行うため、文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金制度の周知、申請書類の調査、申請事務等に係る指導・助言、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金制度の周知については、各私立大学等が学内の研修等により補助金制度の周知を行えるよう、研修教材を工夫・充実する等、内容の充実を図り、教材の配付時に実施するアンケートにおける理解度を毎年度90%以上とする。

2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組を行う。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るための取組を行う。

3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に、大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関

する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。

なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に80%以上とする。

- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、好事例や特色ある取組等、私立学校に関する各種情報をホームページ等に掲載する。また、経営相談やセミナー、研修会等において学校法人への提供を積極的に行う。提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善を図る。また、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報の収集及び提供を引き続き実施する。

4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援に係る取組を行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第5期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を1億500万円以上とする。また、当該奨励金の社会的意義について、更なる周知等を行う。

5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間80百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。

6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見

直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。 (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。
2 経費等の見直し・効率化 (1) 助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間171百万円以下、自己収入額を年間8百万円以上とする。 (2) 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。
3. 財務内容の改善に関する事項
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。
2 財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、財務シミュレーションを定期的の実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。
3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

4 予算、収支計画及び資金計画 第5期中期計画及び年度計画をご覧ください。 (事業団のホームページに掲載しております)
5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし
4. その他業務運営に関する重要事項
1 内部統制に関する事項 法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。
2 情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。
3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度 100 件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。
4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織等との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。

6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

7 中期目標期間を超える債務負担

なし

年 度 計 画

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。
- (2) 補助金の適切な配分を行うための取組を行う。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するための取組を行う。

2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組を行う。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るための取組を行う。

3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、大学等における教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るための取組を行う。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえ必要に応じ項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するための取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。

4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援に係る取組を行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金（募金目標額2,100万円）を確保するため、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、広く社会一般からの理解を得ることを目的とした取組を行う。

5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るための取組を行う。

6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、企画立案機能の強化を含め、事業横断的な組織の検討や、人員配置の見直しを適切に行う。
- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、情報システムの適正な整備及び管理を行う。また、PMOの設置等の体制整備を行う。

2 経費等の見直し・効率化 (1) 経費等の見直し・効率化を図るための取組を行う。 (2) 契約の適正化に係る取組を行う。
3. 財務内容の改善に関する事項
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。 (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の確保・増及び経費の効率化に努める。
2 財務内容の管理の適正化 (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和4事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。 (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。また、令和4年度決算をもとに財務シミュレーションを実施する。
3 人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。
4 予算、収支計画及び資金計画 第5期中期計画及び年度計画をご覧ください。 (事業団のホームページに掲載しております)
5 短期借入金の限度額 短期借入予定なし

4. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制に関する事項

理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、必要に応じ、内部統制の充実・強化を図る。

(1) 法人のミッションの周知徹底

中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。

(2) 内部監査の充実・強化

内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。

(3) リスク管理

業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。

2 情報セキュリティに関する事項

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。

(1) 全職員を対象とした研修を実施する。

(2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。

3 事業に関する情報開示 (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を 100 件以上とする。 (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。
4 施設・設備に関する事項 事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。
5 人事に関する事項 人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により職員の業務に必要な専門知識の向上等を図る。 また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、職員の資質・能力向上を図るため、外部組織等との交流も含めた研修の機会の提供等について検討を行う。
6 研修等助成に関する事項 前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。
7 中期目標期間を超える債務負担 なし

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

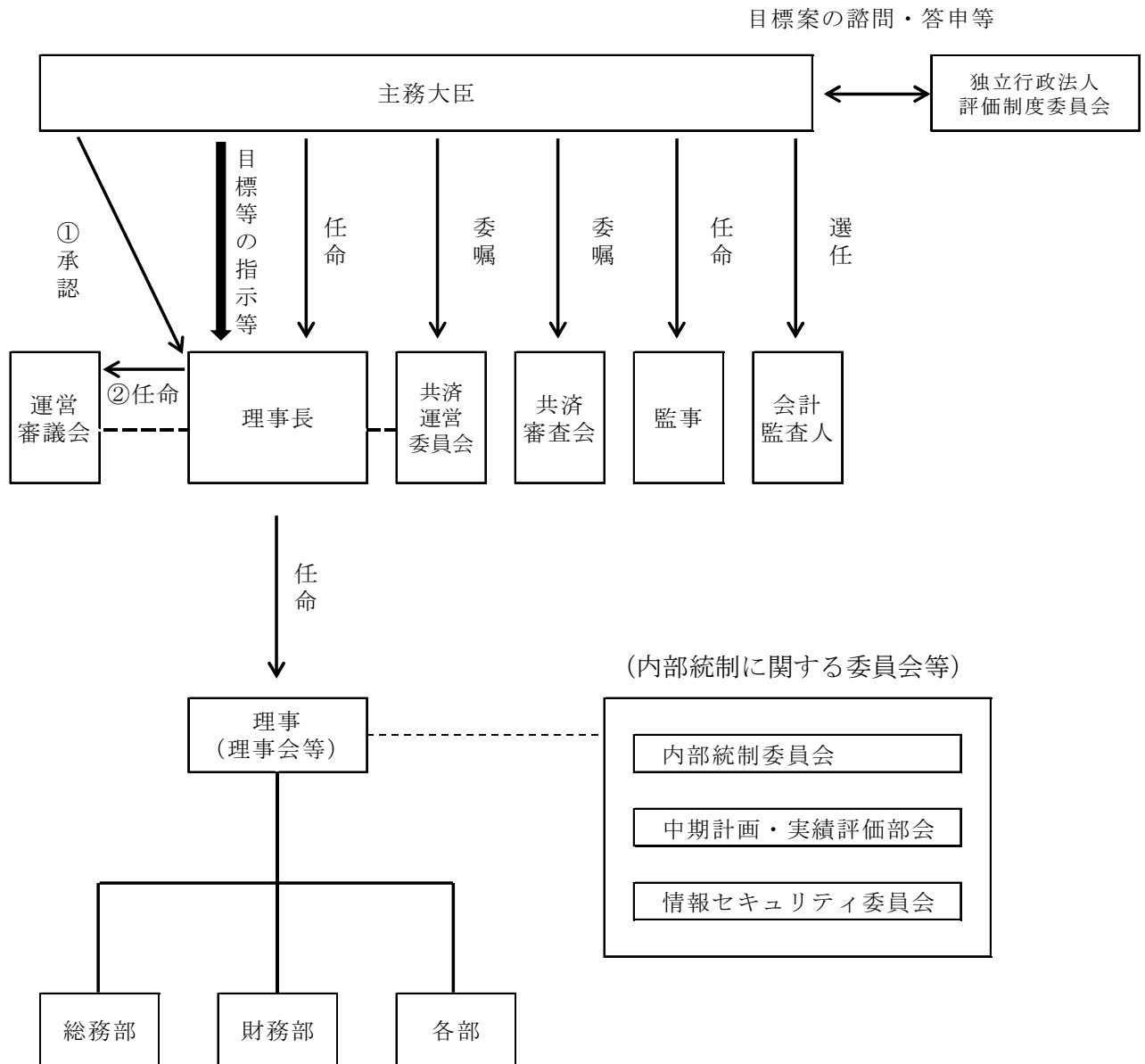
事業団の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務、また各事業に関する事項については、主務大臣は文部科学大臣となっています。

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	文部科学大臣
2	助成業務（補助事業、貸付事業、助成事業、寄付金事業、 学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、 減免資金交付事業）	文部科学大臣
3	共済業務（各種給付事業、福祉事業）	文部科学大臣

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は次頁のとおりです。

日本私立学校振興・共済事業団のガバナンス体制図



内部統制システムの整備の詳細については、助成業務方法書、共済運営規則をご参照ください。(事業団のホームページに掲載しております)

③ 審議等機関

- ・ 運営審議会

理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより運営審議会が設置されています。運営審議会は、10 人以内の委員で組織され、委員は事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者で、理事長が文部科学大臣の承認を受けて任命することとなっています。委員の任期は 2 年です。

- ・ 共済運営委員会

共済業務の適正な運営を図るため、私立学校教職員共済法の定めるところにより共済運営委員会を設置しています。共済運営委員会は、文部科学大臣が委嘱する 21 人以内の委員で組織され、委員の任期は 2 年です。

- ・ 共済審査会

私立学校教職員共済法に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、同法の定めるところにより共済審査会が設置されています。共済審査会は、文部科学大臣が委嘱する 9 人の委員で組織され、委員の任期は 2 年です。

(2) 役員等の状況

① 役員の状況

(令和6年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	福 原 紀 彦	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日		昭和59年 4月 杏林大学社会科学部助手 平成 7年 4月 中央大学法学部教授 16年 4月 同 法科大学院教授・弁護士 23年11月 中央大学学長・(学) 中央大学総長 30年 5月 中央大学学長・(学) 中央大学理事 令和 4年 7月 日本私立学校振興・共済事業団理事長(現在)
理 事 (常勤)	吉 田 博 之	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日	財務・ 共済総括	昭和61年 4月 東京外国語大学採用 平成28年 9月 一橋大学学務部長 令和 2年 4月 文部科学省高等教育局私学行政課私学共済室長 3年 4月 東京大学総務部長 5年 3月 文部科学省退職 (役員出向) 5年 4月 日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理 事 (常勤)	菊 池 裕 明	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日	企画・総務・ 経営情報・ 助成	昭和62年 7月 日本私学振興財団採用 平成21年 4月 文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営専門官 29年 4月 日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長 31年 4月 同 総務部長 令和 5年 4月 日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理 事 (常勤)	松 尾 勝	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日	融資	昭和59年 4月 三菱信託銀行 (株) 採用 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行 (株) ニューヨーク支店次長 27年 6月 三菱UFJ投信 (株) 常務取締役 27年 7月 三菱UFJ国際投信 (株) 常務取締役 令和 4年 4月 日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)
理 事 (常勤)	小 松 弘 和	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日	年金・福祉	昭和53年 7月 私立学校教職員共済組合採用 平成22年 4月 日本私立学校振興・共済事業団システム管理室参事 29年10月 同 財務部長 31年 4月 同 審議役 令和 2年 4月 日本私立学校振興・共済事業団理事(現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理 事 (非常勤)	小 野 祥 子	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日		昭和57年 4月 東京女子大学採用 63年 4月 同 文理学部助教授 平成 7年 4月 同 文理学部教授 26年 4月 同 学長(30年 3月まで) 28年 5月 日本私立学校振興・共済事業団理事(非常勤)(現在)
理 事 (非常勤)	川 並 弘 純	自 令和4年 4月1日 至 令和6年 3月31日		平成元年 4月 (学)東京聖徳学園採用 23年 5月 同 理事長(現在) 23年 5月 聖徳大学・聖徳短期大学部学長(現在) 23年 7月 (学)東京聖徳学園学園長(現在) 31年 4月 日本私立学校振興・共済事業団理事(非常勤)(現在)
理 事 (非常勤)	近 藤 彰 郎	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日		昭和53年 4月 八雲学園高等学校採用 平成 7年 4月 (学)八雲学園理事長(現在) 7年 4月 八雲学園高等学校校長(現在) 8年 4月 八雲学園中学校校長(現在) 30年 1月 日本私立学校振興・共済事業団理事(非常勤)(現在)
理 事 (非常勤)	坂 本 篤 裕	自 令和6年 1月1日 至 令和7年 12月31日		昭和62年 4月 日本医科大学医員・助手 平成17年 4月 同 大学院教授 26年 4月 (学)日本医科大学理事 29年 1月 同 理事長(現在) 令和 6年 1月 日本私立学校振興・共済事業団理事(非常勤)(現在)
監 事 (常勤)	永 和田 隆 一	自 令和5年 10月1日 至 令和 8 事業 年度の財務 諸表の承認日		昭和58年 1月 (学)神奈川大学採用 平成19年 4月 同 財務部長 23年 4月 同 事務局次長(兼)財務部長 27年 4月 同 理事・事務局長(令和元年9月まで) 令和元年10月 日本私立学校振興・共済事業団監事(現在)
監 事 (非常勤)	廣 岡 康 久	自 令和5年 10月1日 至 令和 8 事業 年度の財務 諸表の承認日		昭和59年 4月 (学)法政大学採用 平成29年 4月 同 人事部部长 令和 4年 6月 同 法人統括本部長 5年 6月 同 監査室(5年9月まで) 令和 5年10月 日本私立学校振興・共済事業団監事(非常勤)(現在)

② 運営審議会委員名

(令和6年3月31日現在)

会 長	黒 田 壽 二	(金 沢 工 業 大 学 学 園 長 ・ 総 長)
	江 上 節 子	(武 蔵 大 学 名 誉 教 授)
	小 原 芳 明	(玉 川 学 園 理 事 長 ・ 学 園 長)
	北 山 禎 介	((株) 三 井 住 友 銀 行 名 誉 顧 問)
	関 口 修	(郡 山 開 成 学 園 理 事 長)
	田 中 愛 治	(早 稲 田 大 学 総 長)
	谷 岡 一 郎	(谷 岡 学 園 理 事 長 、 大 阪 商 業 大 学 学 長)
	橋 本 五 郎	(読 売 新 聞 特 別 編 集 委 員)
	宮 直 仁	(宮 直 仁 公 認 会 計 士 事 務 所 長)
	吉 田 晋	(富 士 見 丘 学 園 理 事 長)

③ 共済運営委員会委員名

(令和6年3月31日現在)

会 長	谷 岡 一 郎	(谷 岡 学 園 理 事 長 、 大 阪 商 業 大 学 学 長)
	青 井 静 男	(文 化 学 園 大 学 杉 並 中 学 ・ 高 等 学 校 校 長)
	青 木 洋 介	(武 蔵 野 学 園 理 事 、 む さ し の 学 園 小 学 校 校 長)
	阿 河 久 志	(清 明 学 園 初 等 学 校 教 頭)
	和 泉 巧	(東 京 理 科 大 学 事 務 総 局 副 局 長 、 財 務 部 長)
	岩 井 絹 江	(渡 辺 学 園 常 務 理 事 、 広 報 ・ 宣 伝 部 長)
	内 田 和 也	(桜 丘 中 学 高 等 学 校 教 頭)
	大 村 陽 之 介	(大 村 文 化 学 園 理 事 長)
	奥 田 吾 朗	(大 阪 国 際 学 園 理 事 長)
	権 丈 英 子	(亜 細 亜 大 学 経 済 学 部 長 、 教 授)
	公 江 茂	(武 庫 川 学 院 特 別 顧 問 、 監 査 室 参 与)
	嵯 峨 実 允	(藤 華 学 院 理 事 長)
	坂 本 純 一	(J S ア ク チ ュ ア リ ー 事 務 所 代 表)
	角 谷 正 雄	(金 城 幼 稚 園 園 長)
	高 岡 淳	(関 西 大 学 法 人 本 部 長)
	戸 谷 泰 之	(東 京 都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 私 学 部 長)
	西 原 廉 太	(立 教 学 院 院 長 、 立 教 大 学 総 長)
	西 村 万 里 子	(明 治 学 院 大 学 法 学 部 教 授)
	平 方 邦 行	(日 本 私 学 教 育 研 究 所 理 事 、 所 長)
	武 藤 稔 彦	(東 京 聖 徳 学 園 総 務 部 長 代 理 兼 人 事 課 長)

④ 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は「EY新日本有限責任監査法人」であり、令和5年度の監査証明業務に基づく報酬の額は55,000千円（うち助成業務は13,302千円（千円未満四捨五入））です。

(3) 職員の状況

助成業務の常勤職員は令和5年度末現在108人（前年比+1人）で、平均年齢は41.5歳（前年比+0.2歳）となっています。このうち、国等からの出向者は0人、民間からの出向者は0人、令和6年3月31日退職者は2人です。

共済業務の常勤職員は令和5年度末現在1,130人（前年比-15人）で、平均年齢は42.4歳（前年比+0.8歳）となっています。このうち、国等からの出向者は1人、民間からの出向者は1人、令和6年3月31日退職者は38人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

特にありません。

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

特にありません。

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

私学事業団総合運動場

（取得価格26,352百万円、減価償却累計額1,926百万円、売却額32,563百万円、売却益8,137百万円）

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

助成業務を拡充するため、助成勘定において資本金の全額を国から受けており、令和5年度末の資本金（政府出資金）は108,678百万円（うち債権出資1,759百万円）となっています。

（単位：百万円）

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
政 府 出 資 金	108,678	—	—	108,678
資 本 金 合 計	108,678	—	—	108,678

なお、共済業務につきましては、事業開始にあたり国から政府出資金を受けていませんので、資本金はありません。

② 目的積立金等の状況

該当はありません。

(6) 財源の状況

助成勘定

【財源の内訳】

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
政府出資金	—	—
借入金	8,000	1.6%
貸付回収金	51,976	10.2%
貸付金利息等	4,160	0.8%
国庫補助金	297,752	58.5%
授業料等減免費交付金	119,076	23.4%
受入寄付金	26,051	5.1%
受入基金	0	0.0%
基金受取利息	65	0.0%
雑収入	1,775	0.3%
合計	508,856	100%

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

【自己収入に関する説明】

助成勘定における自己収入として、貸付業務を行うことによる貸付金利息収入があります。補助金交付作業を含む助成業務に係る経費（人件費含む）は、この貸付金利息等によって賄われています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

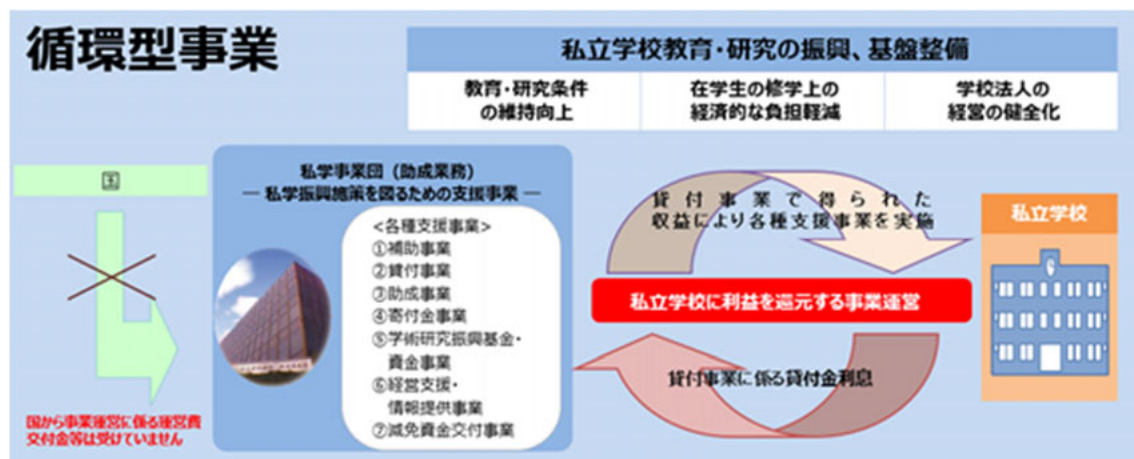
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に努めています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止等、役員及び職員が適切に対応するために必要な事項を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共存する社会の実現に努めています。

その他、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図る方針」を定め、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達を行い、地球温暖化対策としてエネルギーの使用量・温室効果ガスの削減にも取り組んでいます。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

〔助成業務における事業運営の特徴〕

国からの運営費交付金等を受けずに貸付事業の収益によって人件費を含む全ての事業の実施に必要な経費を賄い業務を遂行しています。貸付事業で得られた収益により、私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、私立学校へ利益を還元（助成事業）しています。



〔共済業務における事業運営の特徴〕

国の社会保障制度の一環として私立学校教職員共済法の下、短期給付事業、年金給付事業及び福祉事業の三事業を総合的かつ包括的に執行する「私立学校教職員共済制度」を運営しています。

学校法人等に使用され報酬を受ける者は、相互扶助により加入者とその家族（被扶養者）の生活を支えるため、原則として私立学校教職員共済制度の加入者となります。必要な経費は、基本的に加入者と学校法人等が折半負担する掛金及び保険料で賄われますが、国庫補助金、都道府県補助金及び運用収入等も財源として、適切な掛金率（保険料率）の設定を事業団が行います。

一方で、短期給付事業においては後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、年金等給付事業においては基礎年金拠出金及び厚生年金拠出金等を負担し、国の社会保障制度に寄与しています。

また、共済業務に関する重要事項については、加入者代表、学校法人等代表及び学識経験者から成る共済運営委員会により建議されます。

共済業務は、加入者、学校法人等、国及び地方自治体等、各方面との関係に基づき、私立学校教育の振興に資するものとなっています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を阻害する可能性のある要因をリスクと位置づけ、業務の円滑な運営及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の設置について定め、助成業務及び共済業務においてリスクの顕在化防止及び危機対応等を計画的に実施しています。

令和5年度のリスクの状況については、各部署へのヒアリングを実施し、その結果をもとに既に対応しているリスクや新たに発生したリスクの精査を行い、各リスクの発生可能性や発生した場合の影響度を見直し、既存の「リスク評価マップ」及び「リスク内容総括表」に反映させました。

その後、リスク管理委員会（令和5年12月開催）において、更新された「リスク評価マップ」及び「リスク内容総括表」について検討・審議し、リスクの評価結果を取り纏めました。同委員会での審議結果は、内部統制委員会（令和5年12月開催）に報告され、審議されました。

なお、審議結果は、リスクの顕在化を防ぐため、リスクの内容と対応状況等を全役職員に周知しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

職員等が、重大なリスクの発生を認知したときは、リスク管理規程に基づき、必要と認められる初動対応及びリスク管理者（部長職）への通報を速やかに行います。通報を受けたリスク管理者は、総轄リスク管理者（理事（財務・共済総括担当））を通じて、リスク管理責任者（理事（企画・総務担当））に通報します。通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとしています。

リスク管理責任者は、事業団全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じ、速やかにリスク管理委員会に報告します。

助成業務における主な運営上の課題及び対応策は次のとおりです。

【運営上の課題】

- ① 貸付事業においては、貸付規模を可能な限り確保するための取組を行うこと。
- ② 経営支援・情報提供事業においては、助成業務の各事業が連携し、経営環境が一層厳しくなっている私立学校への支援を行える体制を構築すること。
- ③ 寄付金事業においては、若手・女性研究者奨励金の寄付受入額の増額等を図ること。
- ④ 中長期的な展望のもとでの、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うこと。

【対応策】

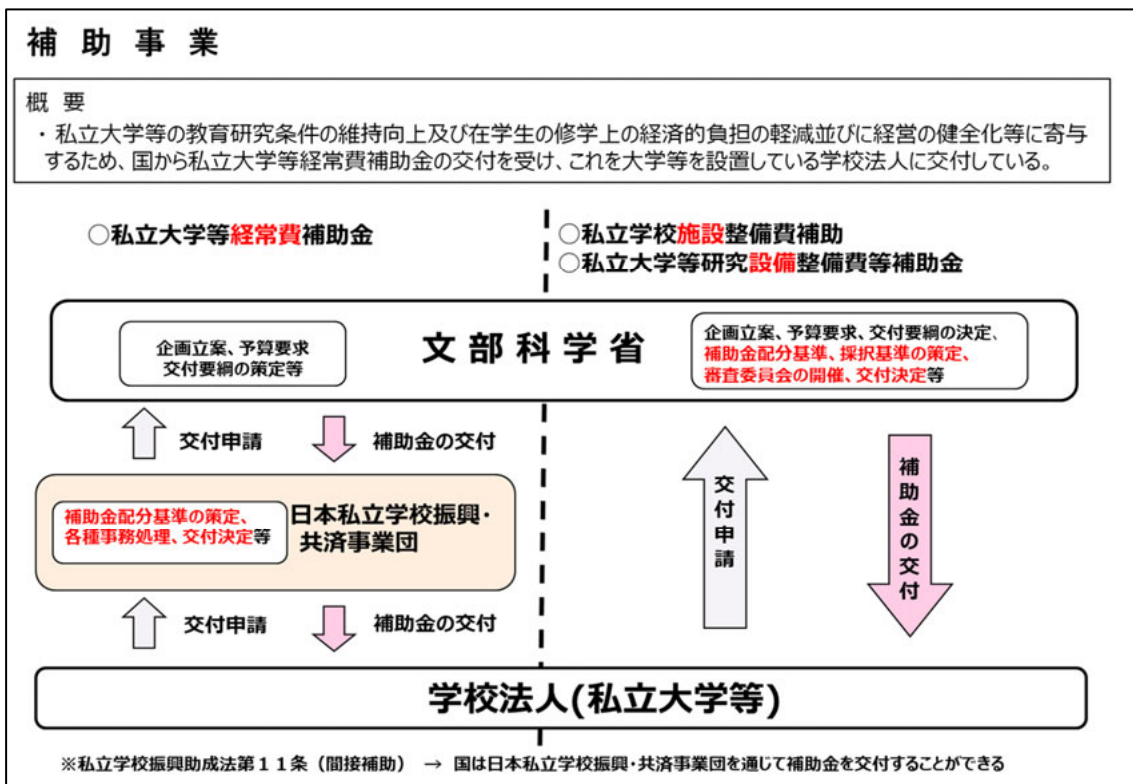
- ① 学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握しています。また、把握したニーズ等を踏まえ、概算要求等を通じて融資制度の見直しを行っています。
- ② 各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備を進めています。
- ③ 奨励金制度及びその社会的意義について、企業訪問等により広く周知を図っています。
- ④ 財務シミュレーションを作成し、分析結果を助成業務の財政を検討する会議に報告し、議論しています。また、その結果は執行役員会議に報告するとともに全役職員へ周知しています。

詳細については、助成業務に関する令和5年度計画業務実績自己評価書をご参照ください。

（事業団のホームページに掲載しております）

9 業績の適正な評価の前提情報

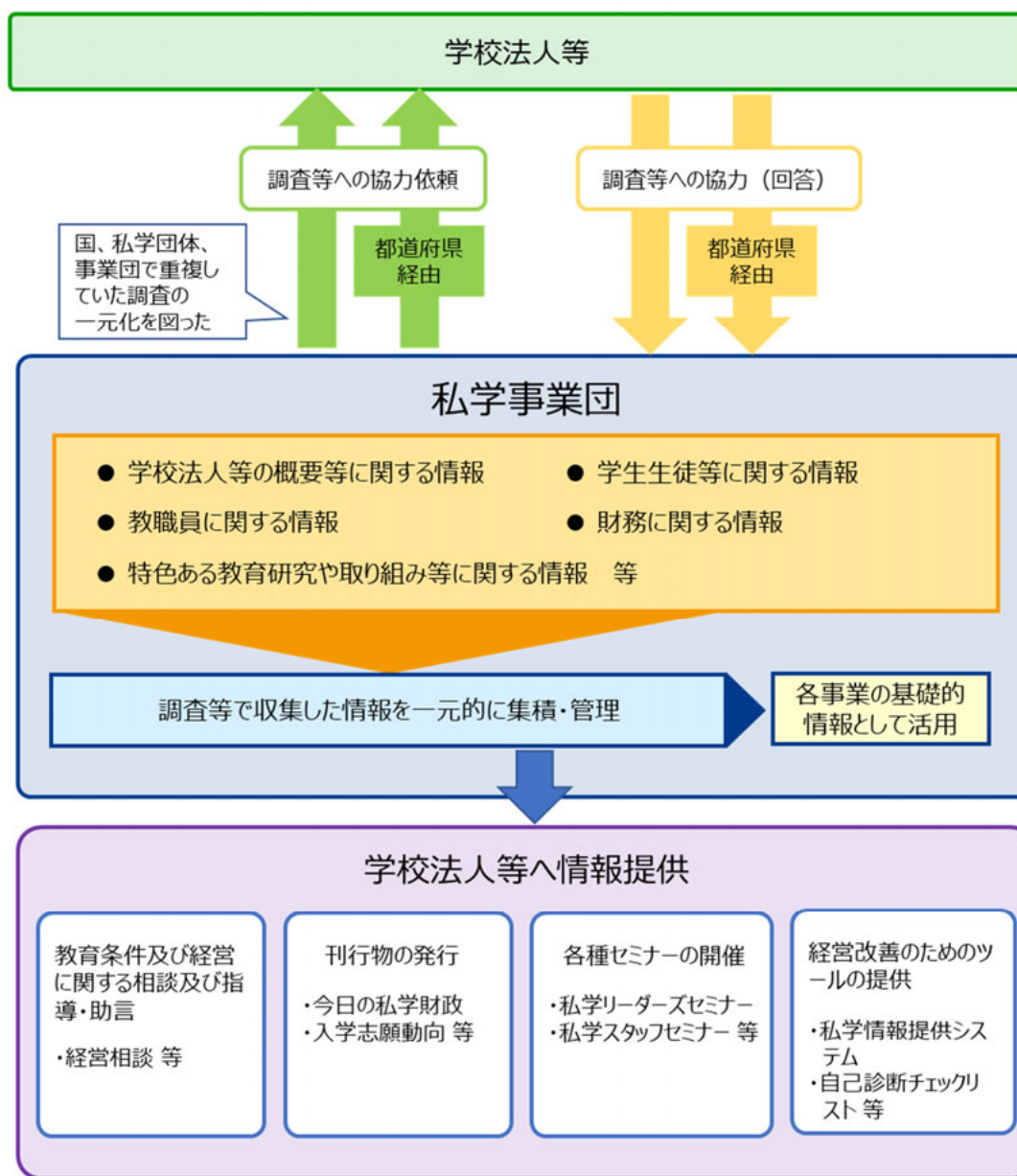
令和 5 事業年度の事業団の助成業務についてのご理解と評価に資するため、各事業のスキームを示します。



経営支援・情報提供事業

概要

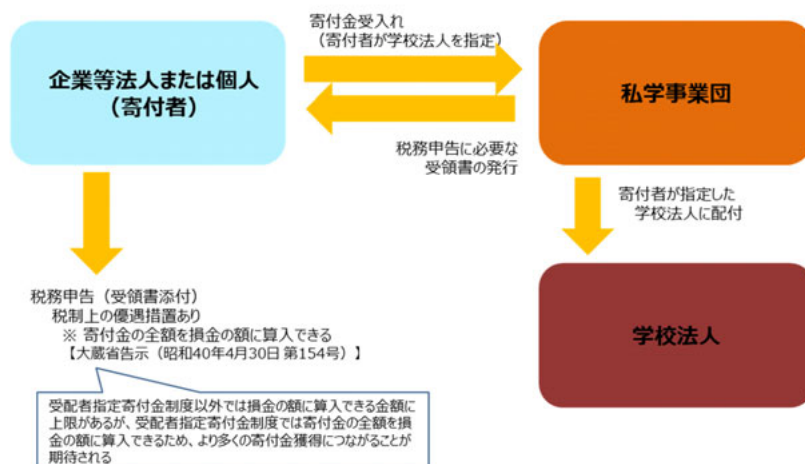
- ・私立学校の教育条件及び経営に関する事項その他事業団の業務の執行に関し必要な事項について、情報を収集し、並びに調査及び研究を行っている。
- ・私立学校の教育条件及び経営に関し、関係者の依頼に応じて、調査及び研究の成果を提供し、並びにその他の指導を行っている。



寄付金事業（受配者指定寄付金）

概要

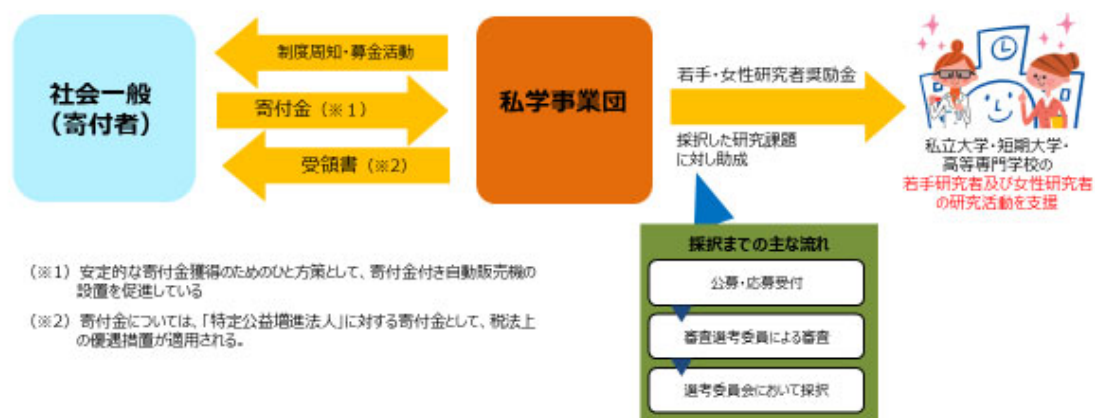
- ・私立学校の教育・研究の振興のため、**企業等法人（または個人）から事業団が寄付金を受入れ、これを寄付者が指定する学校法人に配付するもの。**
- ・この制度を利用した寄付金は、大蔵省告示（昭和40年4月30日 第154号）により、企業等寄付者に対して**税制上の優遇措置**が認められている。
- ・企業等法人からの寄付金にあつては、寄付金の全額を損金の額に算入することが認められている制度であり、学校法人においては、当制度の活用により、多くの寄付金獲得が期待できるものである。



寄付金事業（若手・女性研究者奨励金）

概要

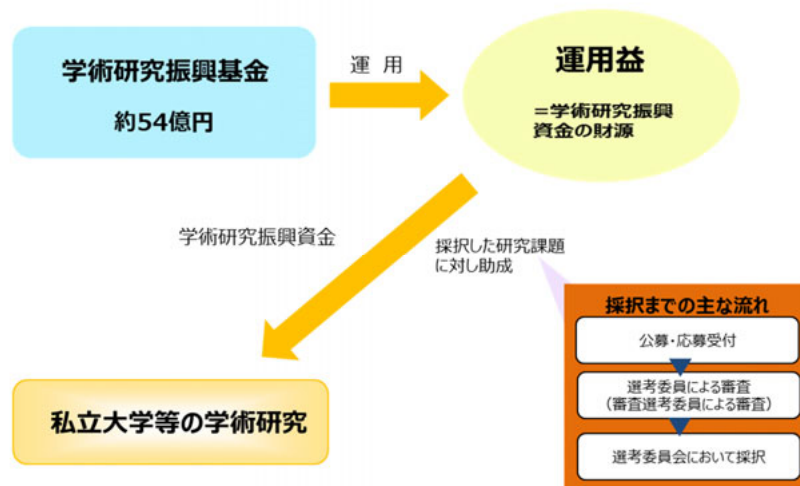
- ・女性研究者の育成が国の政策課題のひとつであり、女性研究者が行う研究活動に対する支援が必要であることから、若手研究者に対する支援としての「若手研究者奨励金」を拡充し、「若手・女性研究者奨励金」を創設した。
- ・私立大学等から応募のあった研究課題を選考委員会において審査のうえ、採択している。
- ・社会一般からの寄付金を財源とする。



学 術 研 究 振 興 基 金 ・ 資 金 事 業

概 要

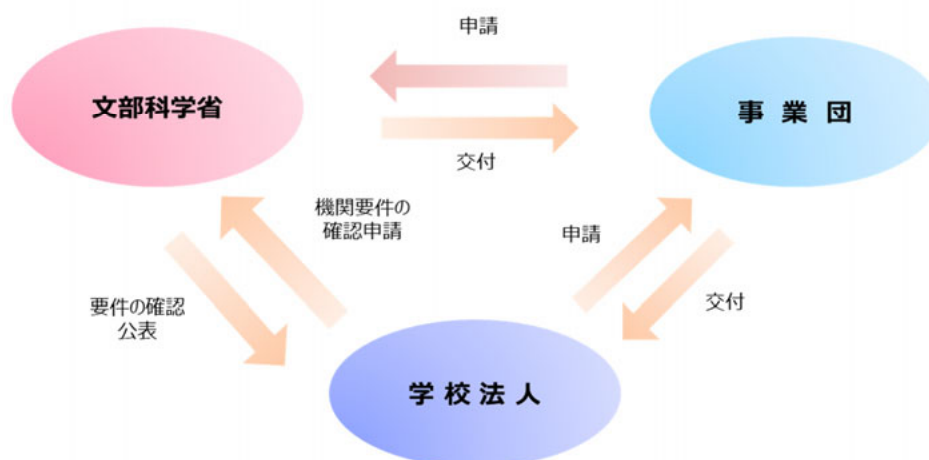
- ・学術研究振興基金の運用益を財源にして、私立大学等の学術研究に直接必要な経費を「学術研究振興資金」として助成している。
- ・私立大学等からの応募のあった研究課題を選考委員会において審査のうえ採択している。
- ・昭和51年度から令和5年度まで 3,494件、81億9,018万円（若手研究者奨励金を含む）を交付している。



減 免 資 金 交 付 事 業

概 要

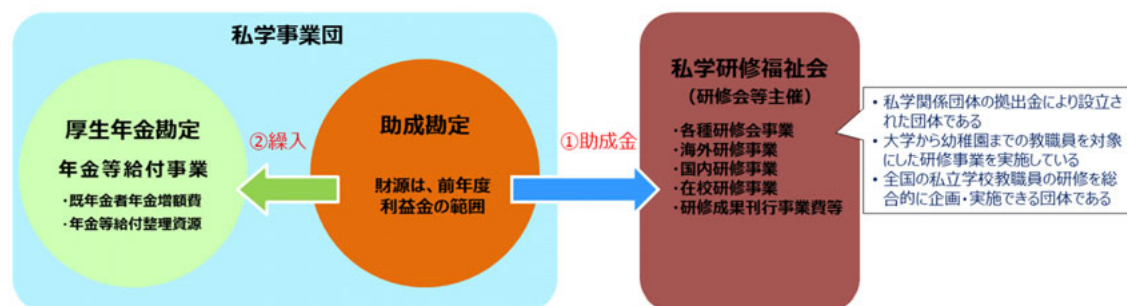
- ・大学等における修学の支援に関する法律第十七条に基づき、法律第十条に規定する私立大学・私立短期大学および私立高等専門学校に係る授業料等減免に要する費用に充てるための資金を交付する。



助 成 事 業

概 要

- ① 私立学校の教職員の資質向上を図るため、各種研修事業を行う一般財団法人私学研修福祉会に助成金を交付している。
 - ② 私立学校教職員の福利厚生の充実を図るため、共済業務年金等給付事業を対象として厚生年金勘定へ繰入れている。
- ①及び②の額は、助成勘定の前年度利益金の範囲内で利益処分により算出される



既年金者年金増額費・・・旧私学恩給財団年金受給者年金額の増額に要する費用

年金等給付整理資源・・・昭和29年1月1日以前の加入者期間にかかるもので、旧私学恩給財団年金受給者を除く年金増額に要する費用

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

事業名	主な業務成果・業務実績
補助事業	私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付しています。 この補助金は、教職員の給与費、教育と研究の経費等を対象とする一般補助のほか、特定の分野や課程等にかかる教育・研究の振興を図るために特別補助を設けています。 当事業年度は843校に対し2,976億1,697万円（一般補助：2,770億7,422万円、特別補助：205億4,275万円）の交付を行いました。
貸付事業	学校法人等に対して、設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金の貸付を行っています。 当事業年度は58法人に対し193億3,340万円の新規貸付を行いました。
経営支援・情報提供事業	私立学校の教育条件及び経営に関する事項その他事業団の業務の執行に関し必要な事項について、情報の収集、調査及び研究を行うとともに、関係者の依頼に応じて、調査及び研究の成果の提供やその他の指導を行っています。 当事業年度の主な取組は以下のとおりです。 ○調査の実施 ・学校法人基礎調査（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人を対象） ・学校法人等基礎調査（幼稚園・特別支援学校・専修学校・各種学校法人等を対象）の実施 ○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 ・学校法人からの依頼に基づく経営相談 ・学校法人等からの依頼に基づく情報の提供 ○刊行物の発行 ・今日の私学財政（大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編、幼稚園、特別支援学校編、専修学校・各種学校編） ・入学志願動向（大学・短期大学等、高等学校） ・学校法人の経営改善等のためのハンドブック（第2次改訂版）

	○各種セミナーの開催 ・私学リーダーズセミナー（理事長、理事を対象） ・私学スタッフセミナー（若手職員を対象） ・学校法人ガバナンス改革推進セミナー（評議員を対象） ○経営改善のためのツールの提供 ・私学情報提供システム ・経営判断指標、自己診断チェックリスト
寄付金事業	○受配者指定寄付金の受入れと配付 私立学校の教育と研究の振興のために、事業団が企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定した学校法人に配付しています。 当事業年度の受入実績額は 260 億 2, 157 万円で、これに前年度繰越金を加えた 556 億 5, 287 万円を学校法人に対する配付の財源としました。配付実績額は 259 億 7, 110 万円となり、当事業年度に寄付者に返金した 119 億 5, 010 万円を除いた 177 億 3, 167 万円を次年度以降に配付する予定です。 ○若手・女性研究者奨励金の募金と交付 私立学校における次世代の人財育成を図るため、多様で特色ある研究に対して研究奨励金を交付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。 当事業年度は、74 研究に 2, 960 万円の交付を行いました。
学術研究振興基金・資金事業	学術研究振興基金の運用益を学術研究振興資金として私立学校の学術研究のための設備の取得費、維持費等に対し交付しています。 学術研究振興基金は、広く一般から受け入れた寄付金により創設され、当事業年度末保有額は 54 億 1, 590 万円となっています。当事業年度の学術研究振興資金は、37 研究に 8, 060 万円の交付を行いました。
減免資金交付事業	社会で自立し活躍することができる人材を育成するための質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付しています。 当事業年度は、867 校に対し 1, 190 億 7, 589 万円の交付を行いました。

(2) 当事業年度に係る自己評価

私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与すべく、私学振興の先導的な拠点として役職員一体となって着実に業務を推進しました。

令和5年度は年度計画及び第5期中期計画に沿い、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、第5期中期目標に掲げる総合的な目標の達成に向け、業務運営を適切に実施しました。

評価の詳細については、助成業務に関する令和5年度業務実績自己評価書をご参照ください。(事業団のホームページに掲載しております)

各業務(セグメント)毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係については以下のとおりです。

令和5年度助成業務項目別評価総括表

中 期 計 画 ・ 年 度 計 画 項 目		評価指標又は評価項目	評 定 (※)	行政コスト (注)
大 項 目	項 目			
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 補助事業	(1)補助金の適正な配分	(B)	299,699
		(2)補助金の適切な配分を行うための取組	(B)	
		(3)補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	(B)	
	2 貸付事業	(1)学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付	(B)	3,219
		(2)貸付事業の安定的な運営を図るための取組	(B)	
	3 経営支援・情報提供事業	(1)教育改革及び経営改善に向けた支援の取組	(B)	476
		(2)各種情報を提供するための取組	(B)	
	4 寄付金事業	(1)多元的な財政基盤確立に向けた支援の取組	(B)	26,080
		(2)奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組	(A)	
2 業務運営の効率化に関する事項	5 学術研究振興基金・資金事業		B	117
	6 減免資金交付事業		B	118,260
	1 効率的な業務運営体制の確立		B	—
		(1)組織と人員配置の見直し	(B)	—
		(2)情報システムの適切な整備及び管理等	(B)	—
	2 経費等の見直し・効率化		B	—
		(1)経費等の見直し・効率化を図るための取組	(A)	
		(2)契約の適正化	(B)	

3 財務内容の改善に関する事項	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財政内容の実現		B	—
		(1)収支計画に沿った適切な運営	(B)	
		(2)自己収入の増・確保及び経費の効率化	(B)	
	2 財務内容の管理の適正化		B	—
		(1)経費配分、業務運営の効率化	(B)	
		(2)財務状態の健全性の確保等	(B)	
	3 人件費の適正化		B	—
	4 予算、収支計画及び資金計画		B	—
	5 短期借入金の限度額		—	—
4 その他業務運営に関する重要事項	1 内部統制に関する事項		B	—
		(1)法人のミッションの周知徹底	(B)	
		(2)内部監査の充実・強化	(B)	
		(3)リスク管理	(B)	
	2 情報セキュリティに関する事項		B	—
		(1)情報セキュリティ研修	(B)	
		(2)情報セキュリティ監査	(B)	
	3 事業に関する情報開示		B	—
		(1)ホームページ等を活用した情報開示	(B)	
		(2)公表すべき資料のホームページへの掲載	(A)	
	4 施設・設備に関する事項		—	—
	5 人事に関する事項		B	—
	6 研修等助成に関する事項		B	—
	7 中期目標期間を超える債務負担		—	—
勘 定 共 通				556
合 計				448,407

※ 評語の説明

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(注) 行政コストは百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合判定の状況

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評 定 (※)	—	—	—	—	—

※ 評語の説明

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
政府出資金	—	—	
借入金	46,500	8,000	貸付金の実績減による減
貸付回収金	50,587	51,976	繰上償還等による増
貸付金利息等	4,645	4,160	予算積算金利と実行金利の相違等による減
国庫補助金	297,942	297,752	実績減
授業料等減免費交付金	206,466	119,076	実績減
受入寄付金	28,021	26,051	実績減
受入基金	1	0	実績減
基金受取利息	51	65	実績増
雑収入	9	1,775	補助金返還額の増等
計	634,222	508,856	
支出			
貸付金	57,700	19,333	実績減
借入金償還	39,443	37,884	前年度繰上返済の影響による減
借入金利息	2,617	2,173	借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減
助成金	110	110	
交付補助金	297,791	297,617	実績減
授業料等減免費交付金	206,466	118,098	実績減
配付寄付金	28,030	26,000	実績減
学術研究振興費	80	81	実績増
人件費	1,282	1,168	実績減
一般管理費	171	153	節減等による減
業務経費	725	600	節減等による減
施設整備費	—	—	
厚生年金勘定へ繰入	48	42	実績減
雑支出	—	2,504	補助金国庫返納額の増等
計	634,462	505,763	

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

(事業団のホームページに掲載しております)

1 2 財務諸表

要約した財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	498,192	流動負債	55,983
現金及び預金（※1）	22,175	預り補助金等	982
有価証券	300	預り寄附金	17,842
貸付金	477,863	1年以内返済長期借入金	36,763
貸倒引当金	△ 3,492	その他	395
その他	1,346		
固定資産	7,320	固定負債	333,978
有形固定資産	1,189	資産見返負債	73
無形固定資産	287	長期預り寄附金	461
投資有価証券	5,532	長期借入金	331,921
破産更生債権等	2,470	退職給付引当金	1,523
貸倒引当金	△ 2,158	負債合計	389,961
その他	0	純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	108,678
		資本剰余金	
		民間出えん金	5,416
		利益剰余金	1,458
		純資産合計（※2）	115,551
資産合計	505,512	負債純資産合計	505,512

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	448,407
業務費	446,031
一般管理費	610
雑損	1,763
臨時損失	3
法人税等	0
行政コスト合計	448,407

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

(注) 国から交付を受け、事業団を経由して私立大学等に交付される私立大学等経常費補助金（297,617百万円）及び授業料等減免費交付金（118,098百万円）を業務費として計上しています。なお、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト算出にあたり、国から受けた国庫補助金収入は控除すべき自己収入等として計上していないことから、この補助金を行政コスト計算書の対象から除外すると行政コストは32,692百万円となり、国民の負担に帰せられるコストは△ 943百万円となります。

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	448,405
業務費	446,031
一般管理費	610
雑損	1,763
経常収益 (B)	447,801
補助金等収益	415,788
資産見返負債戻入	13
貸付金利息	4,139
寄附金収益	26,081
財務収益	0
雑益	1,775
その他	5
臨時損失 (C)	3
臨時利益 (D)	59
法人税、住民税及び事業税 (E)	0
当期総利益 (B-A-C+D-E)	△ 548

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	108,678	5,416	2,765	116,858
当期変動額	—	0	△ 1,307	△ 1,307
出えん金の受入	—	0	—	0
国庫納付金の納付	—	—	△ 607	△ 607
助成金の交付	—	—	△ 110	△ 110
厚生年金勘定への繰入	—	—	△ 42	△ 42
当期純損失	—	—	△ 548	△ 548
当期末残高 (※ 2)	108,678	5,416	1,458	115,551

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュフロー (A)	△ 9,509
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 37
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 152
資金増加額 (D=A+B+C)	△ 9,698
資金期首残高 (E)	31,773
資金期末残高 (D+E) (※ 3)	22,075

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (※ 3)	22,075
定期預金	100
現金及び預金 (※ 1)	22,175

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

詳細については、財務諸表をご参照ください。

(事業団のホームページに掲載しております)

1 3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 財務諸表の概要

■貸借対照表

当年度末における資産は 5,055 億円であり、前年度末比 429 億円の減少となっています。

■行政コスト計算書

当年度の行政コストは 4,484 億円となっています。

■損益計算書

当年度の経常費用は 4,484 億円、経常収益は 4,478 億円であり、当期総利益は△5.5 億円となっています。

経常費用の主なものは、交付補助金が 2,976 億円、授業料等減免費交付金が 1,181 億円、配付寄附金が 260 億円となります。経常収益の主なものは、補助金等収益が 4,158 億円、寄附金収益が 261 億円となります。

■純資産変動計算書

当年度末の純資産は、出えん金の受入及び当期純利益を計上した結果、1,156 億円となります。

■キャッシュ・フロー計算書

当年度の資金減少額は 97 億円であり、期末残高は 221 億円となりました。

(2) 財政状態及び運営状況について

助成業務については、国から運営費交付金等の業務運営に係る補助を受けることなく、主として貸付事業の収益によって、人件費を含む全ての事務・事業に係る経費を賄っており、今後とも自主的・自律的運営を進めていきます。また、業務運営に係る費用を上回る収益が出た場合には、私立学校の教職員の研修事業等に対する助成を行うこととしています。

1 4 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

事業団は、理事長及び理事の職務の執行が、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用（助成業務方法書第 62 条、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 35 条）>

理事長及び理事の職務の執行及び事業団の業務の実施に当たり、法令を遵守し、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすために必要な体制を整備し、運用することを推進するため、内部統制委員会を設置し、内部統制に関する必要な体制の整備及び運用に関して審議しています。

令和 5 年度は、令和 5 年 12 月 14 日に内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、12 月 15 日に全職員へ周知しました。

<監事監査・内部監査（助成業務方法書第 68 条及び第 69 条、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 35 条）>

監事は、業務の適正かつ能率的な運営を確保するとともに、会計の適正を期することを目的に、業務及び会計に関する監査を行います。監査結果については、監査報告書を作成し、理事長に提出しており、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また事業団は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告しています。

<入札・契約に関する事項（助成業務方法書第 73 条、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 35 条）>

事業団は、入札及び契約に関する規程を整備するものとし、また、監事による監査及び財務・共済総括担当理事を委員長とし、調達の方法等の検討及び決定を行う「調達

委員会」の設置等により、適切な契約事務の実施に努めています。

< 積立金の管理及び運用 >

厚生年金保険法、積立金基本指針、日本私立学校振興・共済事業団法その他の法令の定めを遵守し、「厚生年金保険給付積立金等の管理運用の方針」等を定めています。また共済運営委員会の委員や有識者で構成する「資産運用検討委員会」を設置し、意見・助言をもとに管理運用の方針を整備しつつ、安全かつ効率的な管理・運用に努めています。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

年 月	主 な 出 来 事
大正13年 7月 昭和26年12月	(財)私学恩給財団設立 (大正13年7月24日) (財)私学振興会設立 (昭和26年12月28日) (文部大臣認可)
27年 3月	旧日本私学振興財団 (私立学校振興会法 (法律第11号) 公布) 財団法人私学振興会の事業の一部を引き継ぎ、 特殊法人私立学校振興会設立 (昭和27年3月28日)
4月	旧私立学校教職員共済組合 (財)私学振興会を(財)私学教職員共済会に名称変更 (昭和27年4月1日)
11月 28年 8月	貸付事業開始 (私立学校教職員共済組合法 (法律第245号) 公布)
29年 1月	(財)私学恩給財団及び(財)私学教職員共済会を解散し、特殊法人私立学校教職員共済組合設立 (昭和29年1月1日)
2月	助成金を私立学校教職員共済組合に交付開始
31年 9月	都道府県事務委嘱制の開始
10月	貸付財源として私立学校教職員共済組合から借入開始
11月 32年 5月	助成金を私学研修福祉会に交付開始 宿泊所第1号として東京宿泊所「さかき荘」を開設し、宿泊事業開始
6月	直営医療機関「下谷病院」を開設し、医療事業開始
34年 7月	保健事業開始
35年 7月	貸付制度を創設
8月	貸付事業開始
36年 4月	国民皆年金制度の確立
11月	通算年金制度の創設
39年 3月	貸付財源として財政投融资資金借入開始 (私立学校振興会法の一部改正 (昭和38年3月30日法律第51号))
42年 9月	寄付金 (指定寄付金) 事業開始 (昭和42年3月31日付大蔵省告示第38号の第3号による免税措置)
43年 8月	審査会発足
45年 5月	(日本私学振興財団法 (法律第69号) 公布)
7月	特殊法人私立学校振興会を解散し、 特殊法人日本私学振興財団設立 (昭和45年7月1日) (私立学校振興会の一切の権利義務を承継) 私立大学等経常費補助金交付事業開始 私立学校の経営に関する調査研究、相談、指導事業開始
46年10月	付加給付を創設

年 月	主 な 出 来 事
47年 5月	沖縄本土復帰に伴い、沖縄私学が私学共済に加入 適用除外校の加入（68法人130校 21,378人） 任意継続組合員制度の創設 （私立学校振興助成法（法律第61号）公布、昭和 51年4月1日施行） 学術研究振興基金事業開始 貯金事業の開始 会館に共済業務課を設置 オンラインサービスを開始 老人保健制度の創設 新年金制度施行 基礎年金制度の導入 積立共済年金制度を導入 65歳からの在職年金支給措置 共済定期保険事業を開始 （日本私立学校振興・共済事業団法（法律第48号）公布） 健康介護情報サービス事業を開始 特殊法人私立学校教職員共済組合解散
49年 4月	
6月	
50年 7月	
11月	
54年11月	
57年10月	
58年 2月	
61年 4月	
平成元年10月	
12月	
5年 4月	
9年 5月	
7月	
10年 1月	
10年 1月	特殊法人日本私立学校振興・共済事業団設立（平成10年1月1日） （日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合の一切の業務及び権利義務を承継） 介護保険制度の創設 私学事業団総合運動場を開設 貸付財源として私学振興債券の発行を開始 12月 直営医療機関「下谷病院」を閉院 14年 4月 直営医療機関「東京臨海病院」を開設 12月 （日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律（法律第157号）公布、平成15年10月1日施行） 15年 4月 松島宿泊所及び有馬宿泊所を廃止 10月 助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入 17年10月 学校法人活性化・再生研究会を設置（平成19年8月1日最終報告） 11月 白浜宿泊所を廃止 18年11月 蔵王保養所及び那須保養所を廃止 19年 3月 別府宿泊所、皆生保養所及び道後保養所を廃止 20年 4月 後期高齢者医療制度の創設 特定健康診査・特定保健指導を開始 27年10月 被用者年金制度の一元化により、厚生年金の実施機関となる 退職等年金給付制度の創設 令和2年 4月 授業料等減免費交付事業開始 6年 3月 私学事業団総合運動場を譲渡

【中期目標】（助成業務のみ適用）

第1期中期目標期間 平成15年4月～平成20年3月

第2期中期目標期間 平成20年4月～平成25年3月

第3期中期目標期間 平成25年4月～平成30年3月

第4期中期目標期間 平成30年4月～令和5年3月

第5期中期目標期間 令和5年4月～令和10年3月

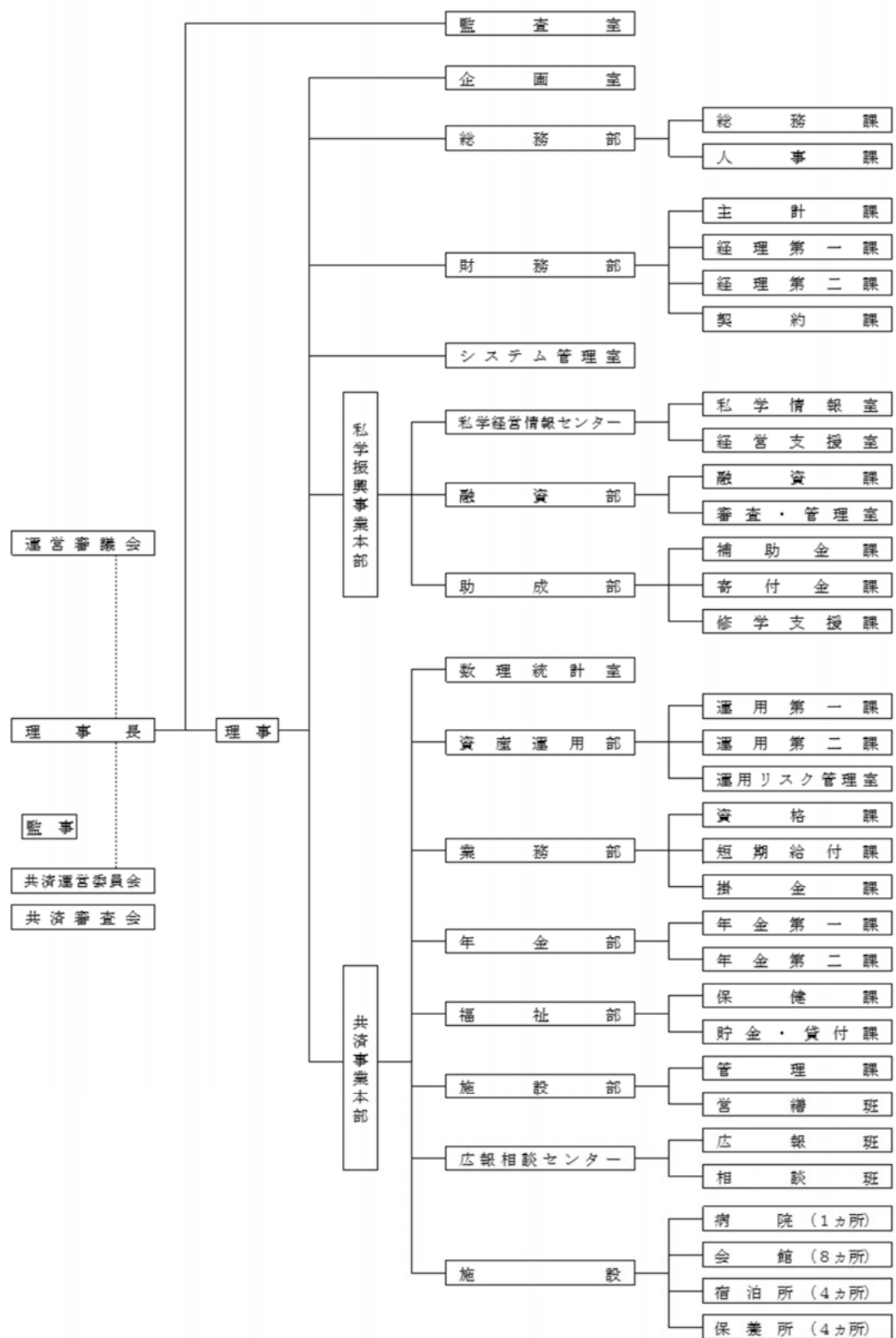
(2) 設立に係る根拠法

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）

(3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省高等教育局私学部）

(4) 組織図（令和 6 年 3 月 31 日現在）



(5) 事務所の所在地

本部・振興事業本部：東京都千代田区富士見1丁目10番12号

共済事業本部：東京都文京区湯島1丁目7番5号

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当はありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	584,996	563,599	547,551	548,382	505,512
負債	469,596	447,675	430,803	431,524	389,961
純資産	115,400	115,924	116,748	116,858	115,551
行政コスト	364,726	427,980	429,920	441,528	448,407
経常費用	364,635	427,978	429,918	441,525	448,405
経常収益	364,656	428,117	430,132	441,699	447,801
当期総利益又は当期総損失	34	555	931	257	△ 548

(注) 百万円未満の端数を四捨五入しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
政府出資金	—
借入金	48,400
貸付回収金	48,527
貸付金利息	5,278
預金利息	0
国庫補助金	298,025
授業料等減免費交付金	220,823
受入寄付金	28,021
受入基金	1
基金受取利息	67
雑収入	8
計	649,153
支出	
貸付金	60,200
借入金償還	36,762
借入金利息	3,058
助成金	—
交付補助金	297,896
授業料等減免費交付金	220,823
配付寄付金	28,030
学術研究振興費	80
人件費	1,302
一般管理費	171
業務経費	746
施設設備費	10
厚生年金勘定へ繰入	—
雑支出	—
計	649,081

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、合計が一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区別	合計
費用の部	
経常費用	552,222
業務費	551,564
一般管理費	658
収益の部	
経常収益	552,310
補助金等収益	518,787
貸付金利息	5,375
寄附金収益	28,110
その他の収益	36
当期純利益	87
法人税、住民税及び事業税	0
当期総利益	87

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、合計が一致しないことがあります。

【資金計画】

(単位：百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	648,958
投資活動による支出	231
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	32,569
資金収入	
業務活動による収入	649,160
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	32,597

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、合計が一致しないことがあります。

詳細については、年度計画をご参照ください。

(事業団のホームページに掲載しております)

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

■資産の部

現金及び預金：現金、預金

有価証券：一年以内に満期の到来する有価証券

貸付金：私立学校の施設設備の整備事業等に対する貸付金

貸倒引当金：上記貸付金に対する貸倒引当金

その他（流動資産）：未収入金、棚卸資産、未収収益、貸付金利息に係る未収収益に対する貸倒引当金、賞与引当金見返等

有形固定資産：建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品及び土地といった長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資有価証券：満期保有目的で保有する有価証券

破産更生債権等：私立学校の施設設備の整備事業に対する貸付金のうち、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する貸付金

貸倒引当金：上記破産更生債権等に対する貸倒引当金

その他（固定資産）：自動車リサイクル券

■負債の部

預り補助金等：国から補助金等の交付を受けたもののうち、翌事業年度に補助金等の交付目的に従った業務の進行に応じて収益化を行うもの

預り寄附金：翌年度以降に配付する受配者指定寄附金、翌年度の若手・女性研究者奨励金に対する寄附金、翌年度の学術研究振興資金交付予定額

1年以内返済長期借入金：翌年度に返済する長期借入金

その他（流動負債）：未払金、未払費用、未払法人税等、預り金、賞与引当金

資産見返負債：固定資産を取得した場合に相当する財源を振り替え、当該資産が費用化（減価償却）される時点において資産見返負債戻入として収益化する会計処理のための勘定

長期預り寄附金：学術研究振興基金運用益、翌々年度以降の若手・女性研究者奨励金に対する寄附金

長期借入金：貸付事業資金の調達のため借入れた長期借入金（財政融資資金借入金、厚生年金経理借入金）

退職給付引当金：退職金の支払に備え、退職給付会計に基づき計上した引当金

■純資産の部

政 府 出 資 金：貸付事業の財源として国から出資された出資金

民 間 出 え ん 金：私立大学等における学術研究に対して助成する目的で設定した学術研究振興基金

利 益 剰 余 金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における業務費、一般管理費、雑損、臨時損失、法人税等

行 政 コ ス ト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

■経常費用

業 務 費：業務に要した費用

一 般 管 理 費：管理部門で要した費用

雑 損：私立大学等経常費補助金及び授業料等減免費交付金の額の確定及び交付決定の取消の額の確定による国庫返納額等

■経常収益

補 助 金 等 収 益：私立大学等経常費補助金の国庫からの受入額、授業料等減免費交付金の国庫からの受入額、高等教育負担軽減実施体制整備費補助金の国庫からの受入額

資 産 見 返 負 債 戻 入：補助金等で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却分を資産見返負債から収益を振り替える会計処理のための勘定

貸 付 金 利 息：私立学校の施設設備の整備事業に対する貸付金の受取利息及び延滞損害金

寄 附 金 収 益：配付寄附金、学術研究振興費の見合いの収益

財 務 収 益：受取利息額

雑 益：私立大学等経常費補助金及び授業料等減免費交付金返還分の受入額及びセミナー参加費等の収益

そ の 他：賞与引当金見返に係る収益

臨 時 損 失：固定資産除却損、前期損益修正損

臨 時 利 益：退職給付引当金戻入、前期損益修正益

法人税、住民税及び事業税：当該年度の法人住民税

当 期 総 損 失：当該年度の総損失

④ 純資産変動計算書

当 期 首 残 高：前期末における貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

当 期 変 動 額：出えん金の受入、当期純利益

当 期 末 残 高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

■業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、減免資金交付事業の各事業の実施による収入、支出及び国庫納付金による支出が該当

■投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産や有価証券の取得による支出、定期預金等の預入れによる支出、払戻しによる収入が該当

■財務活動によるキャッシュ・フロー

助成金の交付や厚生年金勘定への繰入れによる支出、学術研究振興基金への寄付による収入が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業団では、法人のご案内や、各事業の情報など、さまざまな内容を迅速にお届けするため、定期刊行物等をホームページに掲載しております。

◆事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>



◆パンフレット・定期刊行物



<総合パンフレット>



<月報私学>



<今日の私学財政>